

会員規約

第1条 総則

この「会員規約」（以下「本規約」という。）は、「いたばし共創エコシステム」（以下「本事業」という。）の会員に対し、本事業における活動にあたり遵守する必要がある規則を定めるものである。

第2条 目的

本事業は、板橋イノベーション・エコシステムを形成し、区内外の様々なプレイヤーの共創によって新たな製品・サービスを生み出し区内へ導入することで、産業の成長と区民生活の質向上が循環し、2035年の板橋区産業の将来像である「新たな発見に出会える、ブランド創造都市」の実現に寄与することを目的とする。

第3条 取組

本事業は、第2条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる取組を行う。

- （1）板橋区におけるイノベーション・エコシステムの形成促進。
- （2）本事業における交流・共創の促進に向けた取組。
- （3）その他本事業の目的を達成するために必要な取組。

第4条 事務局

板橋区は本事業の事務を行うため、事務局を設置する。

2 板橋区は事務局業務を委託できる。委託を受けた事業者は、本規約に定める全ての規定の遂行に関して、板橋区の代行者としての権限を有するものとする。

第5条 会員

本事業における会員種別は、「板橋区中小事業者会員」「区内外スタートアップ会員」「パートナー・メンター会員」「エントリー会員」「応援会員」とする。

- 2 各会員種別の詳細情報は、ホームページ等へ掲載する。
- 3 会員は、第2条の目的に鑑み、積極的に本事業の活動に参加するものとする。

第6条 入会

本事業へ参加しようとする者（以下「申込者」という。）は、本規約の内容に同意したうえで申し込むものとする。

2 申込者はオンライン上の様式において、会員情報（※1）を提出する。

※1 会員情報は本事業の利用状況を把握し、本事業における施策を改善すること、及び会員への各種案内のために使用する。

第7条 退会

会員は、板橋区が定める方法により、いつでも任意に退会することができる。

第8条 参加費用

本事業への入会費用及び会員権の保持に係る費用は無料とする。但し、本事業におけるイベント・セミナー等においては一部参加料（実費相当分）を徴収する有料催事も含まれる。

第9条 会員の義務

会員は、次の義務を負うものとする。

本事業での活動上、知り得た秘密情報を、本事業外の第三者に開示、又は漏洩してはいけない。なお、会員資格を喪失した後も同様とする。但し、事務局との協議により承認を受けた場合はこの限りではない。

第10条 知的財産の取扱い

本事業での活動における発明、考案、新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号、その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報については、会員及び関係機関との協議に基づき取扱いを決定することができる。

第11条 禁止事項

会員は、本事業活動を利用して以下の行為を行ってはいけない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認められる行為。
- (2) 反社会的勢力の活動又はこれを助長する恐れがあると認められる行為。
- (3) 他の会員もしくはその他第三者に対する営利目的の利用（実費相当額の参加費を徴する場合は、営利目的とはみなさない。）や政治的・宗教的活動などに利用する行為。
- (4) 他の会員もしくはその他第三者の権利・利益を侵害する行為。
- (5) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。

(6) その他、事務局が不適切と判断する行為。

第12条 会員の資格喪失

会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。

- (1) 本規約に違反した場合。
- (2) 本事業の目的に反する行為をした場合。
- (3) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合。
- (4) その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断する場合。

第13条 免責事項

本事業の参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、板橋区及び事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、板橋区及び事務局は一切の責任を負わない。

第14条 事業の終了

板橋区は、会員への事前通知又はホームページ等への公表を行ったうえで、本事業を終了することができる。

2 板橋区は、本事業を終了する際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う責任を免れるものとする。

第15条 規約の改定

板橋区は必要に応じて本規約を改定できるものとし、会員はこれを承諾するものとする。

2 板橋区は、本規約に改定がある場合には、会員への通知又はホームページ等への公表にて周知し、一定の周知期間の経過により有効となるものとする。

附則

2026年6月4日 制定・施行